

青森県報

第二千八百十九号

平成十九年
八月十五日
(水曜日)

目次

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……	(県民生活課) …… 一
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……	(文化課) …… 一
右 同……………	(同) …… 一
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 二
建設業者の許可の取消し……………	(下北地域局) …… 二
出先機関……………	(県民局) …… 二
土地改良区の定款変更の認可……………	(西北地域局) …… 三
人事委員会……………	(同) …… 三
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(管理課) …… 三
人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(同) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笑楽生

三 代表者の氏名

泉谷 和宏

四 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町川倉宇田野二四

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市及びその周辺町村の障害者に対して、地域生活支援と就業支援に関する事業を行い、健全者と障害者がともに笑い楽しく生活できるようにノーマライゼーションの具現化を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青い森の里山を守る会

三 代表者の氏名

永井 雄人

四 主たる事務所の所在地

青森市中央一丁目二〇の一六

五 定款に記載された目的

本会は、県内外の人々の参加により、青森市において、雪国の里山の樹木、山野草等の保護育成、その他啓蒙活動等を行うことにより、ふるさと青森の植生の保存及び継承を図り、もって本州最北端の自然環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域生活自立支援センターメンタル・ケア・サポート

三 代表者の氏名

富田 美代子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字田面木字赤坂二六の七

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺市町村の高齢者や精神障害者に対し、地域生活をすすめるために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与することによって、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、野崎地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたの

で、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年八月十六日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 明成建販株式会社

二 代表者の氏名 大見 義明

三 主たる営業所の所在地 むつ市若松町一の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一二四九六号

五 取消年月日 平成十九年七月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年七月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白山溜池土地改良区の定款の変更を平成十九年八月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年八月十五日

西北地域県民局長 神 豊 勝

人事委員会

人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表出納局の項中「副出納長」を「会計管理者」に改め、「出納長秘書」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「法規担当」を「事務管理担当」に、「収入役室」を「会計管理者室」に、「副収入役」を「会計管理者」に改め、「総務課副参事」を削り、

出先機関	
浪岡事務所	副所長、課長
東京事務所	所長

を

に改め、同表

弘前市の項中「庁中取締り担当」の下に、「総括主幹（事務管理担当）」を加え、「厚生係長」を「研修厚生係長」に、「収入役室」を「会計管理者室」に、「課長、課長補佐」を「会計管理者、課長、課長補佐」に、

出先機関	浪岡事務所	副所長、課長
------	-------	--------

を

監査委員事務局長	事務局長、次長
----------	---------

に改め、「参事」を削り、「科

長」の下に、「室長」を加え、同表八戸市の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長、次長」を「会計管理者、室長」に、

南郷区役所	次長、課長
-------	-------

を

南郷区役所	所長、次長、課長
-------	----------

に、「課長、室長」を「所長、課

長、室長」に、「救命救急センター所長」を「所長」に、

<table border="1"> <tr> <td>市民文化セ</td> <td>病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>院長、副院長、 長、事務局長、 長補佐(人事担当)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>薬局長、看護局 長、業務課課 長、業務課課</td> </tr> </table>	市民文化セ	病院		院長、副院長、 長、事務局長、 長補佐(人事担当)		薬局長、看護局 長、業務課課 長、業務課課	<table border="1"> <tr> <td>保育所</td> <td>総合支所</td> </tr> <tr> <td>所長(金木保育所に置くものに 限る。)</td> <td>総合支所長、 総合支所次長</td> </tr> </table>	保育所	総合支所	所長(金木保育所に置くものに 限る。)	総合支所長、 総合支所次長	<table border="1"> <tr> <td>総合支所</td> </tr> <tr> <td>総合支所長、 総合支所次長</td> </tr> </table>	総合支所	総合支所長、 総合支所次長	<table border="1"> <tr> <td>会計管理者 室</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> </tr> </table>	会計管理者 室	会計管理者	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> </tr> <tr> <td>課長</td> </tr> </table>	収入役室	課長	<table border="1"> <tr> <td>会計管理者 室</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> </tr> </table>	会計管理者 室	会計管理者	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> </tr> <tr> <td>課長</td> </tr> </table>	収入役室	課長	<table border="1"> <tr> <td>南郷事務所</td> </tr> <tr> <td>所長</td> </tr> </table>	南郷事務所	所長	<table border="1"> <tr> <td>南郷事務所</td> </tr> <tr> <td>所長、 課長</td> </tr> </table>	南郷事務所	所長、 課長
市民文化セ	病院																															
	院長、副院長、 長、事務局長、 長補佐(人事担当)																															
	薬局長、看護局 長、業務課課 長、業務課課																															
保育所	総合支所																															
所長(金木保育所に置くものに 限る。)	総合支所長、 総合支所次長																															
総合支所																																
総合支所長、 総合支所次長																																
会計管理者 室																																
会計管理者																																
収入役室																																
課長																																
会計管理者 室																																
会計管理者																																
収入役室																																
課長																																
南郷事務所																																
所長																																
南郷事務所																																
所長、 課長																																
<p>を「行政係長、職員係長」に、 行政管理室長、課長補佐()を「課長補佐(法規、)」に、「職員係長、行政管理係長」</p>	<p>に改め、同表十和田市の項中「行</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表五所川原市の項中「マ</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表黒石市の項中「室長</p>	<p>を</p>																								

<p>つがる市の項中「室長、人事課副参事」を「室長(課に置く室に置くものを除く。)、 課長補佐(人事担当)」に、「教育次長、課長」を「教育次長、教育推進監、課長、 室長」に、</p>	<table border="1"> <tr> <td>公民館</td> <td>公民館</td> </tr> <tr> <td>館長</td> <td>館長</td> </tr> </table>	公民館	公民館	館長	館長	<table border="1"> <tr> <td>公民館</td> </tr> <tr> <td>館長</td> </tr> </table>	公民館	館長	<p>むつ市の項中「施設管理係長」を「管財係長」に、「総務課課長補佐」を「総務課総 括主幹、総務課課長補佐(人事担当)」に、</p>	<table border="1"> <tr> <td>出先 機関</td> <td>保育所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所長</td> </tr> </table>	出先 機関	保育所		所長	<table border="1"> <tr> <td>出先 機関</td> <td>福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長、 課長</td> </tr> </table>	出先 機関	福祉事務所	保育所	所長、 課長	<table border="1"> <tr> <td>会計管理者 室</td> </tr> <tr> <td>会計管理者、 課長</td> </tr> </table>	会計管理者 室	会計管理者、 課長	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> </tr> <tr> <td>課長</td> </tr> </table>	収入役室	課長	<table border="1"> <tr> <td>病院</td> </tr> <tr> <td>院長、副院長、 長、事務局長、 長補佐(人事担当)</td> </tr> <tr> <td>薬局長、看護局 長、業務課課 長、業務課課</td> </tr> </table>	病院	院長、副院長、 長、事務局長、 長補佐(人事担当)	薬局長、看護局 長、業務課課 長、業務課課	<table border="1"> <tr> <td>センター</td> </tr> <tr> <td>館長</td> </tr> </table>	センター	館長
公民館	公民館																															
館長	館長																															
公民館																																
館長																																
出先 機関	保育所																															
	所長																															
出先 機関	福祉事務所																															
保育所	所長、 課長																															
会計管理者 室																																
会計管理者、 課長																																
収入役室																																
課長																																
病院																																
院長、副院長、 長、事務局長、 長補佐(人事担当)																																
薬局長、看護局 長、業務課課 長、業務課課																																
センター																																
館長																																
<p>に改め、同表</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>三沢市の項中「行政係長」を「文書法規係長」に、</p>	<p>に改め、同表</p>	<p>を</p>																								

「務課調整監」の下に、「(人事担当)」を加え、「収入役室」を「会計管理者室」に、

村長部局	課長
会計管理者室	会計管理者

に改め、同表外ヶ浜町の項中「総

村長部局	課長、室長
------	-------

を

今別町の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に改め、同表蓬田村の項中

診療所	所長、事務長
-----	--------

に改め、同表

診療所	所長
病院	院長、副院長、看護師長、事務

を

教育局	教育長、事務局長、課長、室長
監査委員事務局	事務局長

に、

教育委員会事務局	教育長、事務局長、課長、室長
----------	----------------

を

出張所	所長
-----	----

に改め、同表平川市の項中

福祉事務所	所長
出張所	所長

を

「副収入役」を「会計管理者」に改め、同表深浦町の項中「財政課課長補佐」を「企画財政課課長補佐」に、

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者、課長
--------	----------

に改め、同表鱒ヶ沢町の項中

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に、

教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長
選挙管理委員会事務局	事務局長

を

教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長
----------	-------------

に改め、同表西目屋村の項及び大

鰯町の項中

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に改め、同表田舎館村の項中

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に、

<table border="1"> <tr> <td>農業委員会 事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> </table>	農業委員会 事務局	事務局長	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">出先 機関</td> <td>農業委員会 事務局</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>保育所</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>館長</td> <td>所長</td> <td>事務局長</td> </tr> </table>	出先 機関		農業委員会 事務局	児童館	保育所	事務局長	館長	所長	事務局長	<p>「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に改め、同表階上町の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に改め、「教育次長」を削り、</p>	<table border="1"> <tr> <td>診療所</td> <td>所長、事務長、看護師長</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>施設長、看護師長</td> </tr> </table>	診療所	所長、事務長、看護師長	介護老人保健施設	施設長、看護師長	<p>に改め、同表南部町の項中「収入</p>	<table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>院長、副院長、事務長、看護師長</td> </tr> </table>	病院	院長、副院長、事務長、看護師長	<p>を</p>	<p>田子町の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に、</p>	<table border="1"> <tr> <td>出先 機関</td> <td>支所</td> <td>支所長（倉石支所に置くものに限る。）</td> </tr> </table>	出先 機関	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）	<p>に改め、同表</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">出先 機関</td> <td>支所</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>支所</td> <td>支所長（倉石支所に置くものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>支所</td> <td>支所長（倉石支所に置くものに限る。）</td> </tr> </table>	出先 機関		支所	保育所	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）	所長	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）	<p>を</p>	<p>役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に、</p>	<table border="1"> <tr> <td>会計管理者室</td> <td>会計管理者</td> </tr> </table>	会計管理者室	会計管理者	<p>に改め、同表五戸町の項中「収入</p>
農業委員会 事務局	事務局長																																												
出先 機関		農業委員会 事務局																																											
児童館	保育所	事務局長																																											
館長	所長	事務局長																																											
診療所	所長、事務長、看護師長																																												
介護老人保健施設	施設長、看護師長																																												
病院	院長、副院長、事務長、看護師長																																												
出先 機関	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）																																											
出先 機関		支所																																											
保育所	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）																																											
所長	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）																																											
会計管理者室	会計管理者																																												

一部事務組合下北医療センターの項中「企画財政課課長補佐」の下に、「人事係長」を加え、同表十和田地域広域事務組合の項中「庶務課長」を「教育総務課長」に改め、同表備考第一号中「組織（一）の下に「会計管理者及び」を加え、同備考第一号中「収入役室」とは、地方自治法第七十一条第六項を「会計管理者室」とは、会計管理者及び地方自治法第七十一条第五項に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 この表中「収入役室」とは、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法第七十一条第六項の規定により設置された組織をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭